

平成25年白老町議会白老町財政健全化に関する調査特別委員会会議録

平成25年11月1日（金曜日）

開 会 午前 10時00分

閉 会 午後 12時07分

○会議に付した事件

1. 小委員会報告
2. 白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑
3. 調査日程
4. その他

○出席委員（13名）

委員長	小西秀延君	副委員長	山田和子君
委員	氏家裕治君	委員	吉田和子君
委員	斎藤征信君	委員	大渕紀夫君
委員	松田謙吾君	委員	西田・子君
委員	広地紀彰君	委員	吉谷一孝君
委員	本間広朗君	委員	前田博之君
委員	及川保君	議長	山本浩平君

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	戸田安彦君
副町長	白崎浩司君
教育長	古俣博之君
理事	山本誠君
総合行政局長	岩城達己君
総合行政局行政改革担当課長	須田健一君
総合行政局財政担当課長	安達義孝君
総合行政局企画担当課長	高橋裕明君
総合行政局行政改革担当主査	大塩英男君
総合行政局財政担当主査	富川英孝君
総務課長	本間勝治君
生活環境課長	竹田敏雄君

生活環境課主査	湯 浅 昌 晃 君
産業経済課港湾担当課長	赤 城 雅 也 君
病院事務長	野 宮 淳 史 君
病院事務次長	佐 藤 聰 君

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長	岡 村 幸 男 君
主 査	本 間 弘 樹 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） これより白老町財政健全化に関する調査特別委員会を開会いたします。

（午前10時00分）

○委員長（小西秀延君） 白老町の財政健全化に関する調査を行います。

最初に、小委員会の報告をいたします。

白老町財政健全化に関する調査特別委員会小委員会小委員長から10月22日に開催した特別委員会の運営に関する協議の結果について報告をしていただきます。

小委員会大淵紀夫小委員長。

〔小委員会小委員長 大淵紀夫君登壇〕

○小委員長（大淵紀夫君） 特別委員長の許可をいただきましたので、10月22日に行った小委員会の経過と結果についてご報告をいたします。

小委員会での協議事項は特別委員会の調査の進め方についてであります。

まず、特別委員会での質疑のあり方についてであります。

「白老町財政健全化プラン（案）」の全体を把握する必要があることから、各章と全章にわたって疑問点、不明点、考え方などを質すための質疑を行っておりますので、このことは各会派で再度徹底することを確認したところであります。

次に、全章にわたっての質疑が終了した後、町立病院、バイオマス燃料化事業、港湾事業等の重点事項9項目について、1項目ごとに重点的に審議する時間をもち質疑を行うことを再確認いたしました。

重点事項9項目の審議にあたっては、日程の調整により町長の出席を求めるほか、町立病院の審議においては病院長の出席を求めることとしております。

この重点事項9項目の質疑において、委員からの一定のご意見は答弁を求めるため、また、後の自由討議に資するためにも認めることとしております。ただし、調査の日程から、委員のご意見は、簡潔明瞭に発言するようお願いいたします。

次に自由討論であります。全章、重点事項の9項目の質疑終了後、各委員のご意見を出していただき討論を行うことといたします。

次に、調査日程であります。全体把握のための全章質疑は既に10月16日、10月22日に行っており、本日11月1日と11月7日で終了し、その後、11月8日、11日、14日には、重点事項9項目について1項目ごと質疑を行います。そのうち、町立病院については病院長が出席できる日を調整することといたしました。

次に、自由討論、報告書の意見等のとりまとめの日程については、11月15日、22日、25日、27日の特別委員会開催を確認いたしました。詳細については本日の特別委員会終了後、小委員会を開催し決定することとしております。

以上、特別委員会の進め方について、小委員会の報告といたします

○委員長（小西秀延君） 小委員会の報告がありました。

報告に対し、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） 質疑なしと認めます。

次に、本日の特別委員会の進め方についてであります。本日は10月22日の会議に引き続き白老町財政健全化プラン（案）について、質疑を行います。質疑はお手元に配付しましたレジメのとおり引き続き第3章から順次質疑を行います。

この際、委員長から申し上げます。小委員長の報告にありましたとおり、全章にわたる質疑は財政健全化プラン（案）の全体を把握するため、財政健全化プラン（案）の疑問点、不明点、考え方などを質すための質疑でありますので簡潔明瞭にお願いいたします。

また、各委員のご意見は答弁を求めめるための必要最小限のものにさせていただきたいと思っております。

次に、重点事項9項目については、質疑時間を十分とり、1項目ごと審議しますのでご協力をお願いいたします。

なお、委員各位のご意見等は自由討論の場において詰めていきますのでよろしくお願いいたします。

説明員にもお願いいたします。答弁については簡潔明瞭にお願いいたします。

それでは、第3章財政健全化に向けた重点事項についてであります。10月22日に引き続いて第3章について重点事項9項目、どの項目でも構いません。質疑がありましたら、どうぞ。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） 本案なのですが、前回の特別委員会でも、今後、第3商港区に大型船、砂の船は入ると言っておりましたが、今後、入る予定はないとお聞きしています。それで、今、港湾のポートセールスもおそらくしていると思うのですが、どの程度、今後見込めるというか予定の会社、船があるのか。多分、前回も聞いていると思いますけど、改めてその辺聞きたいと思っております。

それと、今、島防波堤と西防波堤の完成度というか、100%ではないと思うのですが、どの程度までいっているのか。あす供用開始のセレモニーがあるのですがこれはやはり100%であるべき船を入港するとなると、船の安全も含めて100%でなければならないのかなとは思っておりますが、その辺のところはどうなのか、ちょっとお聞きしたいと思っております。

○委員長（小西秀延君） 赤城港湾担当課長。

○港湾担当課長（赤城雅也君） 第3商港区のポートセールスの関係なのですが、仙台のほうも、今、話を進めております。コンクリートの骨材だとか、コンクリート二次製品なんかも話は進めております。具体的にはまだ言えませんけれども実際に行っております。

あと、静穏度の関係ですが、100%と本間委員はおっしゃったのですが、97.5という数字がありまして、100日のうち、97.5日できればいいという数字があるのです。それを目指して、

今、工事を行っておりますが、97.5を目指して工事を行っておりますが今のところ89%です。それで、島防波堤の23メートルと西外防波堤の150メートルを伸ばして97.7という数字を目標にやっております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 引き続きご質問を受けつけます。

12番、本間広朗委員。

○委員（本間広朗君） あす2日にセレモニーがあるのですけれども、新聞にも書いてありますけど、これから、例えばチップだと5万トンクラス、5万トン以下クラスの船が入ってくると思いますが、本当にこの西防波堤とか島防波堤とかの完成度が低いと、今後、例えば大きい船が入ってくるとき波の影響で入れないというか、やっぱり安全な港に入るのが一番だと思うのですが、そういう危険性のある港には入ってこれられないのではないのかなという心配もしているのです。やっぱり完成度の低い港に入るということは、なかなかポートセールスもできないと。大きい船になればなるほど、その危険性が大きくなるということなのですが、その辺もちょっとお聞きしたいと思うのです。大きい船になると、これはちょっと僕もよくわからないのですが、タグボートとか、水先案内とか、水先案内は航路があつての水先かもしれないのですが、例えば設置しないとだめなものなのか、いらぬものなのか、なくても入れるものなのか。大きい船、5万トンクラスの。入れる港なのかということをお聞きしたいと思います。

財政的にはどうなるかというのはちょっとわからないのですが、その辺のところも、ポートセールスではないけど、そういう設置に向けてのいろいろな規約というか、規定というか、そういうものもあると思うのです。港に入るときはつけないとだめだとか、そういうものも設置しないとだめだと思いますが、予定のない港にそういうものを設置していいかどうかというのがあると思いますが、その辺のところをまちとしてはどう考えているのかなということをお聞きしておきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 安全な港ということでポートセールスも行ってありますが、やっぱり相手は本職なものですからすごく懸念されます。実際、波がきたときはどうするのだとか、実際入れないのではないかと、そういうふうになんか言われます。ですから、一日も早くつくりたいと、進めておりますということでポートセールスはしております。

また、タグボートもチップ船ですと2隻必要でして、それは苫小牧港、室蘭港にあるタグをお願いするというので話は進めております。

あと、水先案内人は室蘭の水先案内人とお話をしてシミュレーションも全てやっております、でき上がったら十分入れると、安全だということなのですが、やっぱり今はちょっと懸念されております。

○委員長（小西秀延君） ほか、質疑をお持ちの方。 8番、広地紀彰委員。

○委員（広地紀彰君） 8番、広地です。

基本的な質問ということで、疑問点をただすということなので2問目、3問目は想定してい

ません。3点伺いたいと思います。

まず、1つ目。港湾の事業にかかわってなのですけれども、資料編の26ページにある上屋の使用料についてですが、これの策定にあたって、見通しとして1,400万ほど入るということで、これは多分、実績を踏んでだと思えるのですけれども、このあたりの根拠や見通しについて、どの程度は押さえているのかについて、まず、1点目伺います。

次、補助金の見直しなのですが7ページにあります。補助金等については関係団体と当然協議をしているかと思えます。その各団体との協議についてどの程度の進捗があるのか。また、理解いただいているのかどうか。そのあたりの現状について現段階でお話しできる範囲で結構です、補助金の他団体との協議についてお伺いします。

最後です。公共施設8番目です。これは、今回のまちづくり懇談会の中でも関係各位の尽力のもと進められてきたと思えますが、この地区振興計画についてのスケジュール等についてももう少し詳しく説明を願います。

○委員長（小西秀延君） 赤城産業経済課港湾担当課長。

○産業経済課港湾担当課長（赤城雅也君） 上屋の使用料の関係です。見通しでございますが、現行の70%の使用ということでお話ししております。減少をお願いするというお話しは聞いておりませんのでこのままの数字でいけると考えております。

○委員長（小西秀延君） 大塩主査。

○行政改革グループ主査（大塩英男君） 私のほうから補助金、関係団体との進捗状況というご質問ありましたので、そちらをお答えさせていただきます。関係団体とは今週の28日、あと30日、関係団体3分類、福祉団体、教育団体、その他の団体、計3回の団体説明会を開催したところであります。その中で種々いろいろとご意見をいただきまして、今回の見直し方針のルール化についてはご賛成をいただいたという部分もありますけれども、やはり1つ問題となったのは周期設定。これは3年を限度として、今後、補助金を打ち切らせていただきますというような内容になっているのですけれども、こちらについてはいかがなものかというようなご意見があったというのは事実でございます。ですから、そういったご意見を踏まえて、また、今、現状としましてパブリックコメント等も実施しておりますので、そのご意見をいただいた中でいろいろとまた検討していきたいと考えてございます。以上です。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 3番目の地区振興計画のスケジュールについてでございますけれども、昨日までまちづくり懇談会を開催した際にご説明申し上げてきましたが、現在の地域コミュニティの課題、町内会活動の課題ですとか少子高齢化、人口減少、さまざまなコミュニティの課題が出されておりました。そこで地区振興計画、地区ごとに今後どうふうに進んでいくのかというような計画をつくらうということでございますけれども、そのスケジュールにつきましては今年度中に、その地域の策定に向けての合意をとって、そして、来年度に計画の策定委員会をつくって、実際の検討に入っていくというようなスケジュールを想定しております。

○委員長（小西秀延君）　ほか。4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君）　4番、大淵です。

何点かちょっとお尋ねをしたいのですが、1つは病院の関係で資料を出していただきました。10万人当たりのベッド数という資料を縦長の大きな資料ですけれども、人口10万人に対して施設の病床の数がどれぐらいかという資料を請求をして出していただきました。全道平均は10万人に対して全道平均は1,933.3ベッドというような数字になっております。白老町は978.9という数字になっているわけですが、これは、私がちょっと調べた範囲では、リハビリの療養病床が入っているのではないかというふうに思われます。それでリハビリの療養病床を除いたら人口10万人当たりどれくらいになるのか。全道平均で1,900ですから、うちが978ということは極めて10万人当たりの病床が少ないということになるわけですが、リハビリの療養病床数を除いた場合どれぐらいの数字になるのか。その点が1つ。

それから、この間ちょっと質疑をしたときに今、病院をほかの病院にやっていただくというふうに仮定した場合に、現実的に今の町立病院の病床数が確保できるかどうかというあたりが、今の時点で結構です、もし町がこちらの側で交渉しているとしたら、どれぐらいの数のものになるかというあたりを、まず、お尋ねしたいと思います。

それから、あと第三セクター債の関係なのですが、現在、借りかえを要望している市町村これが白老町以外にあるのでしょうか。なぜ、こんなことを聞くかというと宮脇氏の文章を読みますと簡単という表現が非常に悪いのですが、そういうふうに見えるように読み取れる部分も私自身は感じているのです。それで、実際に第三セクター債を借りかえている市町村はあるのかどうか。また、起債何だか法とかという法律がきつとあると思うのだけど、そういうことからいくと借りかえというのはどういう意味になるのか。例えば夕張なんかはこういうことをやっているのでしょうか。そういうことがちょっとわからないものですから、こら辺もうちょっと、我々や町民の皆さんがわかるようにしたほうがいいのではないかと、まず、そこのお尋ねしたいと思います。

それと、もう1点。交付税の関係で病院の分を交付税で1億9,248万7,000円というのが算定としてございます。港湾の部分で見ますと荒かもしれませんが建設単位交付税で3,000万円、起債償還分交付税で5億円、維持交付税分で3,000万円。5億6,000万円の交付税がくるというふうになっております。それで宮脇氏の見方というのは10月5日の婦人のところで報告したときも、町立病院が最大の仕送り先だと町立病院に毎年4億円の仕送りをしている。こういう表現で一貫しておりますけれども町の交付税に対する見方、これは、僕は4億円の借金のうち2億円は交付税で入ってくる。当然、病院がなくなれば交付税はなくなるものだというふうに私は思います。そうすれば、私は4億円がそういう形であれだけマスコミ含めて大々的に報道されるということはいかなるものか。それに対して町は、全くそのとおり、赤字4億円というのはそのとおりで交付税というのは入ってこないというような、そういう表現でいいのかどうか。そこら辺が私はこの交付税の問題では非常に疑問なのですが、そこら辺の見解どういう考えかということを実実に基づいて伺いたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 最初の医療施設の病床率、10万人単位の病床率の関係でございます。これは23年10月1日現在、北海道のほうで示されている資料を特別委員会のほうに出させていただきました。私どもが調査しているところでは、北海道リハビリは療養病床をお持ちだったのですけれども、聞いたところ24年度から療養病床を全部、老健施設のほうに転科したと聞いております。ということで、白老町につきましては10万人単位にしますと療養病床が306.9という数字になっています。ですから、白老町の医療機関で持っているベッド数というのは一般病床のみということで現状では白老町、うちの病院が58床、生田病院と藤田病院が各19床、ですから、96床ということで一般病床のみの管轄になっております。

○委員（大淵紀夫君） 済みません。それを10万人当たりにしたらという数字はわかりませんか。

○病院事務長（野宮淳史君） 671.7になると思います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 2点目の病院のいろいろな交渉事、前回もこれに関係したご質問がございました。まず、民間に移譲、委託、どんな形にしる、まず、町の考えが最優先されます。ですから、現状の58床のベッドで進めるのか。あるいは35床程度まで絞るのか。さらには有償診療所にするのか。それが、町がどういう地域の医療ビジョンを提供していくか。そのことが一番基本になります。それから次に相手方との交渉という形になっていきますので、現状ではまだそこがきちんと固まっていませんし、今の考えはこのたび出された経営改善、58床を維持していくのだという部分が、今、取り組んでいる状況ですから、まずはその部分で進めていくという考えでございます。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 第三セクター債の要望についてでございますけれども、聞いている範囲内では私どもが行おうとしている借りかえですが、初めてのケースというふうなことで聞いております。いろいろな市町村で三セク債を新たに借りる、本年度をもって三セク債が終了するというところで、相当数、各自治体が駆け込みで申し込みをされているというような状況は聞いております。私どものように10年から15年に繰り延べするというのは、初めてのケースではないかなと捉えております。全国的にそういうケースがどうかというのは、まだ詳細には掴んでおりませんが、聞いているところでは初めてのケースだということでございます。

また、交付税の関係でございますけれども病院に算定されている金額算定結果については、議員おっしゃるとおりの1億9,000万円ほど現状では算定されておまして、これは企業会計に対して一般会計から繰り出すというのは地方公営企業法の中で繰り出し基準というのが国のほうから示されておりまして、一般会計から決められた範囲内で各特別会計に繰り出しすることは定められておまして、それを一部交付税で算定していると。地方財政計画の中でも見込んでいるというような言い方をされていますから、そういう部分では間違いなく病院、

下水道がある施設に対しては、一定レベルの繰り出しをしなければいけないという決まりになっております。ただ、病院の中の繰り出し基準が定められているものは相当数項目ございますけれども、その詳細については各自治体の中で決めるというようなものになっていまして、国のほうで項目があるのですけれども、基準というのはその中身をいくら出したらいいのだという基準までは一部決まっているものもございますけれども、建設償還にあてる元利償還金の2分の1とか、3分の1とか、そういうことは決められているのですけれども、救急医療に関するものとか、不採算に関するもの、代表例ですけれども、どういう算定をして、どのように算出するかというのは決められていませんけれども、繰り出しはしなさいということがルール上ございますから、議員おっしゃるとおり算定されているのは間違いなく算定されています。ですけれども、交付税の中で全体、基準財政需要額というのは、私どもでいく範囲、一定レベルの行政を行うための物差しでございますけれども、そういうのは決められていまして、それに伴う市町村が歳入で受ける収入がいくらある。それも75%しかカウントされませんけれどもその差額を交付税でいただきますから、それがその額を上回る行政需要というのは当然多くやっていますので、その財源は従来から一般財源と言われてはいますけれども、中身としては、なければ算定されませんから、入っているということは間違いございませんので、その部分も繰り出ししなさいという基準もございますから、その辺の議論は今までいろいろ議会でされていますけれども、入っていることは入っているということでそれも含めた中で繰り出しをせざるを得ない、どこの市町村もそういう形でやっていますので、そういう議論になろうかなと私は考えています。

○委員長（小西秀延君） 4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。

1つ病院の問題についてはわかりました。何を聞きたいかというのと要するに全体的に白老町、これは全道的に見ますともものすごく高いところもたくさんあります。この資料というのは僕は非常に大切なものだと思って見ているのですけれども、やはり10万人当たりの少ないところというのはほとんど、例えば北斗市これは極めて少ない。函館のベッドタウンというか全く一体のまちになっているのです。そういうところがほとんどなのです。独立しているまちでベッド数が少ないところはもちろんないところ、ゼロというところもありますから。厚真町はゼロです。ですから、そういうところもありますけれども、これはやっぱり本当に病院のことを見るときに僕はこういう基本的な部分をきちんと見ておく必要があるということなのだけでも、そのあと、先ほど聞いたかったのは何かというと、ベッド数が例えば民間になった場合、これだけ減りますという場合になったときにどれぐらいになるかということを知りたいんですけど、ちょっとまだそういう状況ではないということだからそこは事実としてはわかりました。

それから、三セク債の関係なのだけれども、私はあの文章を見たときにたくさんあるのかなと思ったのです、宮脇さんの報告を見たとき。全国的にみんな苦しいところはやっているのだなど。要するにそういう受けとめになってしまうのです、あの文章を見ると。だけど、今、聞

いたら、全くないというわけでしょう。白老町が初めてと。そうすると、相当ハードルが高くなる可能性はないのでしょうか。起債を借りたり、延ばしたりするときに法律的にそういうことというのはどういうふうになるのかわからないのだけど、簡単に叩いて延ばすことができるのか。そこら辺あたりがちょっとよくわからないのです。だから、そこは差しさわりのない範囲で結構ですから、もうちょっとわかるように、我々がわかるように、町民の皆さんもわかるようにというのは難しいかもしれないけど、そういう説明というのはいけないものなのですか。それが1つ。

それから、交付税の関係なのだけど、僕はここで一番質疑したいのは何か。町側は宮脇教授の言っている4億円の借金はどういうふうに理解しているか。あれだけ書かれて、あれだけ言われて、あれだけ報告されて、全く町側から4億円ではありません、交付税で2億円ありますから、あと2億何千万円ですということは聞こえなかったように思っています、私は。赤字は事実認めます。それは赤字ですから。ただ、考え方として交付税で2億円見られているのであれば、私は2億円ではないかと思うのです。そういう認識でなくて4億円ずっとマスコミから何から全ての会議の中で流れていくというのは、私は町民に認識の違いを起こさせるのではないかと非常に危惧しています。だから、4億円というのはきのうの町政懇談会でもはっきり出ています。言われたとおりにやりなさいと。あれは、町民は4億円の借金だと思っているからいうのです。違いますと、ちゃんと交付税の基準の中に不採算部門というのがあって、実際にそれをやめたら交付税できていて、小児科だとか、ある意味です、政策的にもやっているけれども、救急医療ができるのでしょうか。できないのです、そうでなかったら。そこら辺が、何か全て宮脇氏の言っていることが正しくて4億円の赤字で病院ができないなんていうような認識に町民がなっているというふうに僕は思えてならない。それが実際にいろいろなところに影響をして、そういう意見になってきているのではないかと。ですから、私が言いたいのはそれはそれでも結構なのです。町の認識としては赤字は4億円なのか2億円なのか。そのところがきちんと知った上で議論していかないと、これからの病院問題というのは、私は議論は成り立っていかないのではないかとというふうに思うのです。そのところを聞きたいのです。

そこで、これは決して港湾課がいいとか悪いとかそんなことを言っているのではないですから。課長がいいとか悪いとかそんなことではないから。だけどもきょう出た資料、港湾課の一番最後の資料がございます。ここにはっきり全部出ているのです、港の問題は。この前に出た資料には交付税の算入含めて全部出ているのです。年間当たり何ぼ、こういう交付税でこれだけきていますということが細かく細かく出ていた。今回それが出ていないのです、実際には。ですから、私が言っているのは、そういうことが町の認識としてどうなのかというあたりをきちんと答弁していただきたいということでありませう。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） まず、三セク債のこととさせていただきますけれども、通常の起債というのは皆さんご存じだと思いますけれども、当該年度事業を行う、補助金が入って、その残りの財源について起債を借りる。これは事前に道を通して許可申請、こういう事

業を白老町がやりたい、起債を借りらいという許可申請を出します。許可申請が今度は、いいですということで道のほうから戻ってきました、最終的に事業が終わって、事業費の精算が終わった段階で、今度は起債を借りるという手続きがございます。その中で、償還期限はいくらだということで決められて、20年だとか、10年だとかということで起債を借ります。それで起債は結果的に借りた状況でございますけれども、三セク債についても同様の手続きを行って、償還期限は10年だということで当時は行っていました。ところが、今、こういう財政状況の中で、こういう資金不足が発生したということで、1つの方法として、宮脇先生のほうからも指導いただいて、こういう方法もあるということで償還期限の繰り延べをするということでございますけれども、やはり、国、道としては、一旦10年で許可を与えている条件で、また新財政改革プログラムの中でそういう計画を持って行っていくという申請書類もいろいろな書類を出して、10年間で償還していくと、白老町のほうからそういうものを出している以上、それをまた5年で延長するというのは非常にやっぱりハードルが高いのではないかなと私は感じていまして、道のほうも、なぜ、こうなったかという原因をきちんと、やはりある程度の申請書がなければなかなか受けつけていただけないという捉え方はあると思います。ただ、宮脇先生は、この三セク債をつくり上げた方でございます、そういう中ではいろいろ国の方もお付き合いがあって、その中でもできるのではないかと。町村が困っているのだから、三セク債を借りて、またそうなったのだから、そういう原因を生んだものは三セク債だけではないですけれども、そういう借り方をしてしまったのだから、その解決のためにまた繰り延ばしをするということも1つの手法だということで指導していただきましたけれども、ハードルは非常に高いのではないかなと私は考えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） まず、第三セクター改革推進債の関係でございますけれども、先ほど財政課長が申しあげましたように、借り入れ時に10年間で償還するという条件で借り入れしております。例えば本州のほうで300億円とか200億円とか公社関係とか土地造成事業で非常に負債の大きいところは当初から20年、30年で返しますからという条件で借り入れしているところもございます。ただ、白老町の場合は、最初から10年で返すという見込みの上で財政収支試算を行った上で借り入れしておりますので、地方財政法の中では例えば繰上償還ですとかそういうものは随時返してもいいのですが、償還期間を延長するものに関しましては、基本的に許可を得るといふふうになっております。従いまして総務省も当初から20億円を10年、15年、20年というのがいいのかというのはまた別な議論なのですが、それほどの額でもないのですけれども、総務省のほうには今の白老町の財政状況がこういう状況なので何とか第三セクター改革推進債の償還期間を延長していただいて、単年度の負担を減らして財政の健全化を図っていきますので何とか認めていただきたいというようなお願いをしているところでございます。

それと、もう1点、交付税の関係でございますけれども、病院のいわゆる地方公営企業の交付税繰出金の関係に関しましては、財政課長申しあげましたように、地方公営企業法17条にお

きまして、その公営企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、それと、能率的な経営を行ってもなお収入のみをもって充てることが客観的に困難な経費、これに関しましては一般会計が繰り出すというような法律の規定がございます。これに関しましては、繰り出した額を普通交付税または地方交付税で地方財政措置をするというふうになっております。ですから、いわゆる病院事業に関して下水道事業もそうなのですが、繰り出し金の通知というものが毎年総務省からきまして、基本的な考え方ですと基準が示されているものもありますけれども、それに基づきまして繰り出しているのが、いわゆる交付税措置分といいますか、そちらの部分でそれ以外に相当赤字補てん分みたいなものに関して出しているのが、いわゆる真水分として出している。病院に関してはです。そういうふうと呼ばれております。実際赤字に関しては例えば救急医療であれば、その収入をもって充てることが適当でない経費というふうに分類されておりますので、当然繰り出ししかできないというふうにいわれておりますけれども、ただ、地方交付税に関しましては、いわゆる一般財源という表現をさせていただいておりますけれども、これは一般財源なので繰り出さなければならないという義務というものはかけられておりません。ただ、繰り出すべきだという公営企業法の考えもあります。ですから、交付税措置分プラス赤字分で4億円という繰り出しをしております。

それで今回の病院の改善計画におきまして、明らかに交付税措置分と赤字分と分類させて、経営改善計画の中に示させていただいておりますけれども、私どもは今、その経営状況を見るという部分でいけば、交付税措置分まで切り込んで改善を図りなさいと、そこまでは求めておりませんので、いわゆる赤字分を削減するという計画に対して、それを認めて経営改善の状況を見ていきたいと思いますというので、交付税措置分までも削りなさいというふうな、そこまでを求めた計画を求めておりませんので、その辺をちょっとご理解いただきたいなと思います。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 続けて、4番、大淵紀夫委員。

○委員（大淵紀夫君） 4番、大淵です。

今の説明でよく理解できました。ただ、これは言っているのかわからないけど、要するに認識として、一般財源だから地方公営企業法では出せと。しかし、一般財源だというふうにもなっているから出さなくてもいいわけですが。そこはわかるのだけど、要するに町の担当の方々ではなく理事者側としてそれを赤字と見るか。4億円を赤字と見るか。2億円と見るか。答えられなかったらいいのだけど、僕はやっぱり、町民に映るときの映り方が全然違うということは本当にわかってほしいのです。延ばすとか延ばさないとか、やめるとかやめないとかは抜きです。違った認識になるのです。僕が一番心配しているのは、その町民の認識が全然違うというのが一番。実際に地方公営企業法の視点でいえば、それは出してもいいということになれば赤字2億円といっても間違いではないというふうになりますよね。だって、それは必要だから出せと国がいつているものどもの。それが赤字は4億円なのだけど、赤字4億円とバーッと出てしまったと。そんな病院やめてしまえというふうになるのは当たり前だと思うのです。だれが考えても。ですから、2億円の議論をして、この2億円が多いからやめたほうがいいと

いうのなら、今の答弁のとおり理解できるわけです。そういう議論ではないから僕はやっぱりそこはある意味あの報告によってそうってしまったというふうに思わざるを得ないものだから、こういう議論をしているのです。どうしても答弁あれだったらいいですけど、そういうふうに考えないと町民の立場で議論するというふうにはならないのではないのかなと思うのだけど、その見解を一つ伺いたい。

もう1つは、先ほど三セク債の話があったけど、例えば、夕張なんかはそういうものを使って、もうちょっと生き延びる方法というのはないのですか。全然それとは違う話なのですか。三セク債と夕張の話って。夕張だって起債たくさん借りているわけでしょう。全然それは違う話なのですか。

○委員長（小西秀延君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） まず、三セク債の夕張の関係でございますけれども、夕張の詳細をそんなに存じ上げておりませんけれども、やはり夕張は一般会計と特別会計の関係で連結する赤字比率ですとか、それ以外の今の健全化法の何年か前の段階で旧法律で再建団体になったのですけれども、通算して確か300数十億円の赤字があって、それを再生計画、当時、再建計画をつくりまして、その300数十億円を借金しまして、そして、再生振替債という特別な、再生団体なので、いわゆる再生振替債という借金を一気に借りて、それを毎年、今、返している状況なのです。その回収が終わらないと、はっきり言って、再建再生団体ではなくなるといいますか、そういうような状況です。三セク債のみ特別会計の赤字だけをなくするというものではなくて、市全体の再生計画をつくって、市全体の借金を一気に300億円ぐらいだと思いますけど、それを借りて、20年かそのくらいで返していつているというもので、三セク債とは全然性格が違う起債でございます。

それと、病院の交付税の関係なのでございますけれども赤字の考え方。先ほど申し上げましたように、公営企業法で繰り出す基準というものはあります。それで4億円か2億円かという議論、その額の議論も確かにあるかと思えますけれども、何といえますか、その額の高よりは、我々が今の病院に求めている経営改善計画で求めているのは、いわゆる町民の方が利用される病院かどうか。その辺も1つの重点的な考えでありますので4億円がいいのか、2億円がいいのか、それは受ける人にとっては、4億円、2億円というのは全然違うではないかという議論はあるかと思えますけれども、まずは町民の方が利用される病院でなれば、それは一定の赤字が、それは一般会計が耐えられるかどうかですけど、そのくらいの赤字はあってしかるべきというのはおかしいのですけれども、仕方がないのかなということで経営改善計画も当然、赤字が全くなくなる計画になっておりませんので、その計画の推移と町民の皆さんがどれだけ必要とするか、これからの経営努力によって町民の皆さんがいかに使っていただけるか。その辺を見極めて1年後に町長が判断されるというようなことでやらせていただいております。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） 委員ではないのですが、前回の10月22日の委員会のときにどうしても確認をしておきたかったことがあります。しかし、時間切れということだったので、きよ

う、その確認をさせていただきます。

病院の関係の質疑の中で理事者側の答弁で白老町立病院は設置者は町ですと。経営計画はあくまでも病院長が策定する経営計画に基づいて改善計画に基づいて、1年間経営をしてもらうと。その経営状況を見極めながら今後の方針を決定しますと。聞く人によっては、経営は町ではなくて病院に任せて、あくまでも設置者だから町はバックアップしますというような聞こえ方に誤解されるようなイメージだったのです。まず、私はそうではないというふうに考えています。

それで病院長が策定する経営改善計画を当然これはスルーしてもいいですということにはならないと思うのです。当然、庁舎内にある町の、いわゆる病院をどうやっていくかという委員会ございますよね。その中で揉んだ上で出された改善計画についてもスルーではなくて、いろいろ意見を集約しながら、ここは院長だめだと、こんな甘いのではだめですと、こうしてくださいと、そういうことも当然やられていると思うのですけれども、その経営主体についての考え方について、まず、お尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩二君） 前回、私のほうでご答弁させていただきました。そのあと聞きますと、若干私の答弁の言い方と申しますか、そういうことで私の意図することと、受けとめ方が若干の相違があるというようなお話も聞きました。決して町が傍観者的に病院のことは病院で考えなさいと、あと、そういうふうな結果を私たちが見ますというような姿勢は毛頭持っていませんし、当然、どうなのですかと言われたので、設置者は町ですと。ただ、私が言いたいのは、例えば町の行政側がその状況を単に見ている、あるいはああやりなさい、こうやりなさいということではなくて、実際にやっぱり改善するのは、実際に運営している、そこがやっぱり努力しなければだめでしょうということで、この収支計画も病院から出てきたときは理事者側も中身を点検した中で、いろいろと病院側とも協議させていただいて、当然こういうことの項目で病院自体が努力すべきこと、あるいは町側が努力すべきこと、こういうことをお互いにやっていきましょうということで、院長と病院と申しますか院長とも意思疎通を図った上でこの計画を策定しておりますので、決して私どもが他願するといえますか、傍観するという、そういう意味で説明したわけではなくて当然町側も病院をどうするかというのは、大いにそれについては院長とも協議して進めていきたいというふうに思っています。うまく表現できたかどうかちょっとわかりませんが、決してそういう意味ではないということで理解していただきたいと思えます。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） その点は今の説明で理解をいたしました。

そこで今回、町側の財政にかかわる町民説明会もあり、その後、たまたま同じような機会に議会懇談会というのが開催されました。その中で、9カ所で行ったのですが、たまたま私が出席させていただいたところに町立病院を守る会、今は名前を改名して友の会ということになったということで、たまたまその友の会の代表の方といわゆる懇談、意見交換する場がござ

いました。そのとき私が代表の方にお話したのは、ちょっと前に北海道新聞で大きく取り上げられてございましたけれども、松前の町立病院のお話をさせていただきました。事務長人事に絡んで町と議会と対立して、そして、10人中7人がいきなり辞意を表明したと。医者がです。要は、一言でいうと、その人事が気に入らなかったのです、その院長さんが。人事が気に入らず、この指とまれというということで、7人も連れて、もう出ますというようなことが記事に載った。それで、私はやっぱり、今、大事な大きな議論をしているわけですから、本音を言わなければだめだと思うのです、お互いに。それで、こういう例をお話させていただいたり、江別の夜勤の勤務の方々の方が忙しいということで、負担が大きいということで江別の例も出して、また、麻酔医の関係で苦小牧の話も。自治体病院に非常に懸念されるという1つの材料としては、何かあったときに医者が連れていかれてしまうというか、もう辞めてしまうというのが自治体病院のマイナス部分、大きく波乱が含んでいる部分だというふうに思っております。そういった中で、その友の会の代表の方にホスピタリティがきちんとした病院であって、町民の安心、安全が確保できるのであれば民間ではいけないのでしょうかという質問を逆に私のほうからさせていただいた。友の会の代表の方は、それはもし、町が何か民間病院でこうしますというものを策定されたときに、その時点において、その内容によって私たちは、それは判断したいというそういうお話だったのです。そこで、私が経営主体のことを先ほど質問しました。それに関連あるのですけれども。病院事務長の人事権です。これは病院院長が持っているものなのか。はっきり町なのか。この辺はきちんとしていただきたいなというふうに思います。今回の松前の関係もいろいろニュースになっておりますので、その辺含めてどのような考え方を町側は持たれているかお尋ねしたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩二君） 人事権のお話ですので、ストレートに申し上げれば、町長です。以上です。

○委員長（小西秀延君） 15番、山本浩平議長。

○議長（山本浩平君） この件は、なぜ、こういう話をしたかという、対岸の火事ではないというふうに私は思っています。数年前の話ですけれども、病院の改革を本当に真剣に、町民から愛される病院を目指して、院長の交際費まで切り込んで本当に新しい病院づくりをやるべきとした職員が、人事の行われるような時期ではないときに代えられたのです。こういったことが実際に白老の町立病院でも事実あったわけです。あの時期にどうしてそういうことになったのかなど。更迭されたのかなど。これは、今回の松前と同じような、どうしても、いわゆる何と申しますか、かなりやっぱり病院のトップに気を使わなければならないようなそういうことが今までもあったわけなのです。その辺をこれからやはり1年間改善をしていくということですから、しっかりと町側がリーダーシップをとって町民に愛される病院を目指さないと、また同じようなことで、残ったからいいのだというようなことであれば、今までの長く行ってきた歴史を繰り返すようなそういう懸念がありますので、ここだけはきちんと、同じようなことを聞くことになりましてけれども、しっかりと受けとめてやっていただきたいとこのように思

ってございます。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩二君） 人事の話ですので先ほどの答弁のとおりです。たまたま先例として挙げられた事例は私ども当時かかわっておりませんので答弁のしようがございませんが、それは求めていないと思いますけれども。一般的に言えば、やはり、人事の発令行為の前段で、人事にかかわるといいますか、そこについては運用といったらいいのか、紙切れ一枚で発令がどんということではなくて、事前には実務的な協議をさせてもらっているというのが実態でございます。そういう中では適材適所といいますか、そういう中での人事を私どもも心がけていますし、そういうような形で、これはどの部署もそうですけれども、どの執行機関もそうですけれども、そういうような形で適材適所に人を配置するというようなことで心がけて人事を行っているということでございます。

○委員長（小西秀延君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時10分

○委員長（小西秀延君） それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

第3章の質疑を引き続き行います。質疑をお持ちの方はどうぞ。

13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） この健全化プログラム、非常に大事であり今後の白老を占う点からも大いに議論しなければいけないと思いますので、そういう観点であとで質問していきます。

それで、この第3章、5項目ぐらいありますので、1項目ごとにさせていただきたいと思えます。なるべく時間をくわないようにしていきたいと思えますので。

まず、病院の関係です。これは19年と25年に経営診断やっています。これは赤字体質からと医療サービスを向上するというで2回診断しています。それで、これをもとにして経営改善しなければいけなかったのかなと思います。しかし、今回の重点事項を見たら、経営改善には取り組むけれども、繰出金の縮減となっています。抜本的な経営改革、改善はなっていないのです。それで、この後に出された25年3月に報告された経営診断の説明が4月22日の全員協議会で山本理事から説明があったのです。このときは病院の将来の方向に向けて民間移譲も視野に入れて一定の方向性を求めるところいっています。それで先般のこの委員会でも同僚議員の答弁に副町長はもう1年前からある程度のシミュレーションをつくっていますとこういう答弁をしていますけれども、この経営診断と今回1年間先送りして病院の経営に任せるということだったのですけれども、その辺の整合性をどういうふうに整理されて1年後の判断になったのか。どういう経営診断との整合性を保たれたのかということです。それには多分、山本理事も説明していますから内容を掌握されていると思えますけれども、この全国自治体病院協議会で最終的な結論を見ると、病院の改築、新たなニーズに応じた医療の提供、医師の確保、患者流出、地域連携、この4点方向性が示されているのです。多分もう6月のときに、これら

について一定の方向性を出しますと聞いていますけど、それらがちゃんと明確に整理されて、今回、町長がいった1年間延ばしますというものにつながっていないと私は思うのですが、その辺がどういうふうに議論されて整理されたのか、まず、伺います。

次に、運営形態です。今、議長のほうからもお話ありました。これは非常に視点として大事な部分だと思いますけれども、この内容を見ると経営改善、経営の責任は院長だといっていますけれども、そうすると、病院の運営形態に公益企業法の財務適用と全部適用あります。それでは、こういう形でいくのであれば、全部適用議論されて、その辺どういうふうにすみ分けをして、院長に全部責任を転嫁させたのか。その辺について伺います。

次に、これは事務長のほうでいいですけれども、資料に出ています8,900万円、病院で回転すると。収入、支出合わせて。この8,900万円は、毎年、改善として見込まれている額なのか。その年度、年度に反映されていく額なのかどうか、その辺です。

それともう1点は一般会計でも私言いましたけど、目指す経営改革、内容の批評が結構いくらか削減しますとか数字で出ていますけれども、本来のいけば一般会計のほうでも言いましたけどそれは省略します。病院も8,900万円は省略して、繰り出しの縮減だけを図りますとこういっていますけれども、本来の主要指標がありますよね。医業収益収率とか4点ぐらいあります。これをなぜ、ちゃんと示されて、こういう方向の率を出すということではなければ、ただの数字を示されてもどういう改善になったのだろうかという目安が出てこないのです。なぜ、こういう部分が、例えば1年延ばしだろと、このプランを見ると31年までになっています。なぜ、そういうものを出していないのかどうかと。

それと、私はこの5年間の経営改革のプランを出していますが、全部見たら、全部数値が下回っています。その辺も含めて、なぜ、そういうものをちゃんと我々に示されないのか。これを見れば、町民だってわかります。その点をまずお伺いします。まず、病院の部分だけ。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 今の前田議員が言われたのは、経営改善計画の中の第4章の収益の確保と費用の削減という、一応、合計額というものをお示していますけれども、これにつきましては、収益の確保、あとは費用なのですけれども、24年度の決算数値、それをベースに25年度と26年度でどれだけ収益がふえたかということによって、9ページに掲げています目標値がございます、この目標値で25年度につきましては、入院につきましては26人おりますと。26年度につきましては30人の目標を掲げております。あと外来につきましては、26年度以降は125名までに外来患者をふやすという目標値をもとに入院収益につきましては、25年度と26年度の入院収益の効果額としては3億3,000万円。あと入院収益につきましては加算の取れるものとか、外来の訪問診療だとか、これは25年、26年で取り組むことということで収益の増額を考えております。

あと、費用につきましては8ページになるのですけれども、こちらにつきましては平日出張医の見直しということで、外部かけていますけれども、外部検診の担当の医師の出張を廃止して常勤医師にするとか、小児科の出張医師を週5日から段階的に週3回に縮減していきと

か。

[何事か呼ぶ者あり]

○病院事務長(野宮淳史君) わかりました。申しわけございません。

こちら、本当は費用につきましても計画どおり進めば、確かに収益の 4,200 万円と費用の 4,600 万円、確かに効果額としては 8,900 万円取れるという目標として考えております。

改善計画の中に確かに、いわゆる財政指標というものを載せなかったのは、確かに申しわけなかったと思いますけれども、やっぱり一番、私どもの病院、院長含めまして、いわゆる医業損失を 24 年度で 3 億 7,000 万円あったものを 26 年度では 3 億円と、段々 3 億円以内にもっていくという、これを一番に考えております。

それで、今、医業収支的なものをちょっと押さえていますけど、数字はここで発表しますか。いいですか。財政指標を載せるべきだったということは確かにございます。だけれども、そこまではちょっと載せませんということで申しわけなかったかなとは思っております。

○委員長(小西秀延君) 岩城総合行政局長。

○総合行政局長(岩城達己君) そのほか 2 点ほどご質問ございました。

まず、1 点目のこれまでの経営診断、今年 3 月に出されたものと、それから、内部検討委員会の部分との整合性はどうというご質問です。まず、経営診断のほうにつきましては昨年委託をかけた中で現状の病院を維持していくためにはどういう経営改善したらいいかという部分です。そういう部分で一定の方向性が出されて報告書にある内容を 4 月 22 日にご説明させていただきました。

一方、内部検討委員会のほうですが、これはいろいろ答申等も踏まえた中で、内部で検討した方向性をどう出すかという部分で検討を進めてまいりました。これは 9 月会議の中でも内部検討委員会の方針は述べさせていただいておりますけれども、このままの状況では経営は困難ということで原則廃止という部分も内部検討委員会で一定の方針を出したということがございます。ですので、結論を申し上げますと、経営診断というのは病院を維持していく上での一定の方向性。内部検討委員会は、今後、町立病院としたらいいかという改善方向に向けての検討委員会であったというふうに整理してございます。

2 点目の全部適用のご質問がございました。現在一部適用ということで開設者が白老町長でなっております。今後の取り組みの中については院長とも相談申し上げまして、どういう方向性での提供、病院経営がいいかという部分で院長の意向も捉えて現状の病院を経営改善していくということの協議が整っております。ですので、全部適用というふうになれば全てお任せになります。一部適用の中でのやっぱり最大のメリットは町がやはり病院経営にもかかわれる。当然、議会も予算、決算も含めた中で病院に対してのいろいろな協議ができる、ものが言えるという部分がございますので、現状の取り組みで経営改善していくというプランが出されたという考えでございます。以上です。

○委員長(小西秀延君) 13 番、前田博之委員。

○委員(前田博之君) 今の経営診断との整合性についての方向性はわかりましたけれども、

今までの議論の中でも病院の運営の繰出金の負担分を議論されていますけど、私はその部分はそれでいいのですが、並行して病院の改築をどうするかという方向性、財源負担、そういうことも合わせていかないと、どうも議論が一方、存続するという、今のままでいいのだという方向の議論みたいな形に見えます。そうではなくて、やっぱり、するのであれば、改築をどうするか、今の病院をどうするかということも合わせて議論しないと、町民のほうだって、そういう考えを持っている人はたくさんいるのです。だから、その辺を合わせていけば、25年3月に出た経営診断でも私が前に言ったように病院の改築はどうするのだということをやっているのです。それらについて、ちゃんと町から今のプランと合わせて改築もこうだということをやらないと、これは、ただ、今のまま存続すればいいのかという話、私は理解します。だけど、私、自分の意見をまだ言おうと思いませんから、町長がどういう病院にしたいと言ったときに言おうと思っていますから。だけれども、今は病院をどうする、改築、建物をどうするかということ避けて通れないのです。これは来年1年にしても。そうすると、先般の私の質問で副町長はそれも含めてことし中に議会にも提案して議論するといっていましたけど、本当にそれでいいのかどうかということだけ、ちょっとこれからの議論のためにも確認しておきます。

それと、今、岩城局長からありましたけど地方の公営企業を全部適用すると、業務状況の公表は逆に病院のほうが、全部適用したほうが、監視するほうがきつくなるのです。財務適用より。ということは、毎年度事業少なくとも2回以上、業務の状況を説明する書類を公表しなさいとなるのです、全部適用になったら。逆にそうやって責任重くなるのです。今、局長いったのは、全部適用しないで財務適用しておけば、議会や町長部局のチェック受けるというけど、全部適用のほうが責任感覚も重いし、そのためにも業務状況のチェックが厳しくなるのです。そのほうがもっとよくなると思います。先ほど議長もいいましたけれども、松前は21年に全部適用しているのです。全部適用すれば、院長にも人事管理入ってくるわけですから、採用も。だから、多分そういうことでもめていると思いますけれども。そういうことを含めたら、何度もいいますが、病院の院長に全部責任転嫁して、そして、来年それを見て、町長が判断する。どうもそれも片手落ちだと思うけど、なぜ、本当に地方公営企業をそこまでやるのであれば、全部適用、財務適用をちゃんと整理してやらなかったのか。その辺をもう1度答弁願います。

○委員長（小西秀延君） 岩城総合行政局長。

○総合行政局長（岩城達己君） 2点ございました。1点目の改築の部分です。これは今までも改築どうするかという議論は随分議会の中でもありました。その財源がしっかり持てるのであれば、これまでもご説明できたかというふうに思うのですが、今、このプランの中に盛り込んでいるかどうかというご質問があって、現在入っていませんという答弁をさせていただいていますけれども、まず、先般、町長もお答えしたとおり、財政をしっかり建て直した中で改築の部分はやっぱり考えていきたいということは答弁させていただいたのですが、前田委員は、そうではなくて、改築のことをしっかりもう今から議論していかなければならないだろうと、こういう視点でのご質問かというふうに思います。確かに病院からも事務長、院

長はじめ、今の老朽化している環境の中で一日も早く建てかえたいということも町長部局には伝えられていますし、私どもも何とか財源が捻出できればというふうに考えています。そういう部分ではやっぱり今後の病院の経営形態のあり方も含めた中で、先般、副町長が答弁したとおり、その方向性を決めた中でやっぱり考えなければならぬかなと。そのベッド数によっては、当然、改築する費用も変わってきますでしょうし、それに対しての財源もどういうふうにして考えていかなければならぬかなという部分もありますので、結果出るまで待つのではなくて、この1年の中ではその辺のこともしっかり詰めなければならぬというふうに思っています。

それから、2点目の全部適用という部分でのお話です。確かに前田委員おっしゃっているとおり、全て向こうにお願いするわけですから、先ほど議論あった人事権も含めて病院側に移るものがあります。全道の取り組み状況を見ても、公立病院の全部適用している病院もごさいます。そういう部分でも私どもも内容をやっぱり、どうする方向がいいかは、今回の病院から9月に出された経営改善計画の中に、この方向まで十分議論して、その方向性を見出すまでに至らなかったというのが現実です。ですので、今の状況の中であくまでも経営改善を立てたということがございます。今後の課題としては、今、あったように、どういう方向が本当にいいのか、その辺は再度また検討しなければならぬかなというふうに考えています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 一言だけ病院の改築の関係は、私は今のまま改築するかそういう意味ではなくて、あくまでも町側がどういう病院の経営形態にするのか、どういう形にするかという方向とあわせて病院の改築も全ての言い方ですから。わかりますね。民間であれば、言わなくてもわかりますよね。そのままそっくり移譲したときに建物は民間で建てなさいとか、あるいは公設民営化するから来てくださいとか。規模とかは別にしても。そういうことが前提の話ですから、あくまで今のまま建てて、どうだということではないことだけは整理しておかないと、後から言ったこと違ったら困りますので、そういう前提の上で改築という言葉を使っていますので、その辺だけ誤解しないでほしいと思います。

次に、バイオマスです。先般のこの委員会でも道を仲介して交渉していますとこういっています。この内容についてどうかということは個別の中でいきますけれども、今の時点では、私はやっぱり、これは理事者がみずから汗を流さなければいけないと思いますけれども、逆に理事者は農水省なのかな、窓口はとりあえず、そういうところに、まず、行って、一回でも話をしたりして少し窓口を開いてきているのかどうか。その辺をお聞きします。詳しいことはまたそちらに入ってからにします。

それと、この次のバイオマスの表を見ると、町長は町民に負担をかけないと、そういうことですと今までいってきて、改善をしたいとこういっていますけれども、このバイオマスの燃料化の登別にある一般廃棄物の処理と運転規模を縮小してしまうと、結果的に差し引き26年度で約2,500万円を持ち出すということは、逆に今、財政改革プランをつくって、いかに財源を生み出して大なたを振るって改革するかということだと私は思っていて、もう少し財源的にも

踏み込んだ部分があったと思うのですが、これは一步譲っても25年度対比しても約2,500万円出るということは、バイオマス事業が、私、言っているのに、改革して前をいくにもかかわらず、一般財源、町費の持ち出しになるということの解釈でいいですかということです。

それと、この金額にはもし、この方向でいけば多分消費税3%変わってきます。それと当然、収集運搬費がかかると思いますが、この経費が入っているのかどうか。入っていなければ、それにかかわる経費を上積みになると思いますが、その額を教えてくださいということです。

○委員長（小西秀延君） 白崎副町長。

○副町長（白崎浩二君） 1点目の国との交渉ということについて私のほうからお答えいたします。今現在の経過としては国と交渉といいますか協議をさせてもらっていますということをお答えしますが、今の現状の段階では道を経由した中で道とともに事務方の職員が行っているというようなことで、状況のタイミングを見て私どもも協議の中に入っていこうというふうに今現状では思っております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 私のほうからの2点目、3点目をお答えしたいと思います。まず、平成25年度に対比しまして2,500万円ふえている部分についてですが、現在の試算の中では2,500万円ふえた中での試算になっておりますけれども、今後さらに精査した中で2,500万円を削減していきたいこういった部分になっております。

それから、3点目の消費税の関係でございますけれども、ここの対比表では5%計算になっておりますので、8%計算という形に変えていくような形になると思います。

それから、収集経費の部分ですが、全量が燃料化施設に入っています。それが登別にいくことによって主に変わる部分としては燃料費になりますけれども、約200万円ぐらいというふうに押さえております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） もし、できれば消費税の分、総体事業わかりますからその額と、今、収集運搬200万円というけれども、それだけで済むのか、ちょっと精査して、次回、皆さんにお知らせしてほしいなと思います。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 今の部分につきましては、個別の時に答えたいというふうに思っています。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 港湾の関係で先ほど89%の進捗率ということはわかりました。

次の部分は財政当局のほうにちょっと質問したいと思いますけれども、ここを見ると、今後の投資を抑えつつ完成を目指すようしています。抑制するよういつているのです。だけど、事業計画は3年間なのです。そして額は一般会計4,200万円ぐらいかな。見直しして7年間でも同じ額なのです。ということは今後の投資を抑えつつとしているけど、投資額が抑えられて

いないということで、ただ3年間ここでは延長といっているけど、財政の数字をやりくりするために向こう3年間にただ先延ばしただけだと思うのですけれども。小さく見れば、その年度に一般財源3年間は効果出ているように思うけど、ただ事業費を先に延ばしただけですよ。これが本当の財政改革プランと言えるのだろうか。当面をしのぐために港湾の事業を延ばしてしまったということなのかな。

それと、先ほども話しているけれども、あした供用開始するけど本当の事業計画3年であったものが、目先の数字だけでいいのでしょうか。その辺よくわからないのです。ただ23メートル出すための数字をいじって延ばしただけで、トータルの数字を計算してみたら、額は同じなのです。まず、その辺いかがですか。

○委員長（小西秀延君） 山本理事。

○理事（山本 誠君） 取り組み方針のほうには正確な記載をしておりますけれども、前田委員がおっしゃるように計画期間を延ばして単年度事業費を減らしただけでトータルの額は変わっておりません。このプランに関しましては文言の整理がまだ必要な部分がございますのでその辺はご了承いただきたいと思いますが、まず、メインの取り組み方針に書いてあるとおり事業計画期間を延長して単年度事業費を縮小しますということで繰り延べしているだけでございます。これは第三セクター改革推進債も同じことでもございまして、いわゆる平成33年度から現状延長でも黒字になるということで当座の7年間の負担をなるべく平準化して行って赤字を出さないようにしていこうと。それがプランの基本的な考え方でございます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） 結果的には今いった第三セクターも、今のものも32年以降のプランにしわ寄せがくるということですね。そのときにまた財政の状況によっては、この数字がまたどうなるかということ。私は全体の7年間ではなくてそのあとも見て私は議論しているのです。大きな事業ですから。ただ、今いったように内容的には理解されたけど数字の中身を部分的に見ると、多分、町民の方も説明会も開きましたけど、話は出ていませんけど、この数字で抑制というから事業を抑えてしたのだなと解釈してしまうのです。今、答弁ありましたからわかります。言葉の整理とか。そうではなくて全体として本当に32億円が、どういう形で出たかということが見えてこないのです、ただ数字がいたりきたりして。その辺はどうですか。後年度負担にもなるでしょうということです。以降もそういうことも懸念しなければいけなくなってくるでしょうということです。今の答弁でいけば、当面はそういう形でつくりましょうという答弁だったけど。

○委員長（小西秀延君） 安達財政担当課長。

○財政担当課長（安達義孝君） 今、理事のほうからも答弁しましたけれども、やはり、このプランの中で不足額が出るということで、それを平準化して1つの考え方として平準化することによって、単年度の赤字額を少しでも減らして対応していくという1つの考え方がございます。

また、港湾は計画期間内に 32 年まで事業が全部終了するというので、今後の 33 年以降はかからないという状況でございます。ただ、先ほど議論のあった三セク債については 15 年にしたということで、32 年以降も逆にその負担はふえてまいりますけれども、現状延長型の収支からすれば、それも飲み込めて何とか黒字化していけるというような状況は捉えております。以上です。

○委員長（小西秀延君） 13 番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） これで最後にします。

8 の公共施設の関係であります。この中でさきの町政懇談会、連合会の中でも、この地区協議会についての説明がありましたし、ここにも図表でなっていますけれども。これを見たら 26 年度でつくるということは、実際にもしできれば、27 年度以降になると思いますけど。実際にこれは言葉として非常にいいし、町長がいつている十戒を継承した著者もあの本の中でうたっているのです。同じようなことをいっています。多分そこから引用されたのかと思います。実際にこれを 1 年かけたときに僕は本当に制度としてのればいいなと思っているのですけれども、この前もあったように町内会の役員のみならず手もいないといっていましたけれども具体的にだけ確認しておきますけど、この設立はだれがイニシアチブをとってやるのか。行政がやるのか。そして、この構成員も町内会になっていますけど、よそを見たらいろいろで、各種団体が入ってつくっているところもたくさんあります。これは本当に構成員はどういうふうになるのか。そして、やっぱり地域の設定が非常に難しいと思うのですけれども、そこまで整理されていると思うのですけれども、そういうことの形で制度設計されて、ここに初めて地区協議会を組織します、公共施設のあり方を含むとこうなってきたけど。それをもう少し、本当にできるのかどうか。

そして、私がいった 3 点、本当にどういうふうになっていくのか。プランによって行政サービスが低下しながら、また町民に別な形で付加させるわけです。その辺どうなのか。

当然、これに対して、その上にある地域担当者制度ができなければ、これもなかなか難しいと思いますけれども、この地域担当者制度の導入はいつになるのか。まだ検討されている段階で、いつ導入されるのかわからないのだけど、この辺についてちょっとお聞きしておいて、今後のこの中に入っていないか。言葉としてわかりますけど、本当にできるか、できないかということ。できるためにやっていると思うのだけれども、その辺について具体的にどういうふうな形で、本当に、今、白老町の協働のまちづくりで運用できると思っているのかどうか。その辺を伺います。

○委員長（小西秀延君） 高橋総合行政局企画担当課長。

○総合行政局企画担当課長（高橋裕明君） 地区振興計画の関係ですけれども、今、想定の方で話しさせていただきますけれども、まず、参加団体、設立に向けてですけれども、今、地区の総括的な立場である町内会連合会と協議を重ねている段階です。それで、今年度中に役員会とか、地区別の役員、それらの方々と合意をとりながら、それではつくってこうということになっていく方向で進めていきたいと。それで、お話にありましたように、町内会ばかり

ではなくて、各種の団体にも声かけをして進めていきたいというふうに想定しております。それで、今現在は、大きくは3つの地区を想定しております。3つの地区の中で議論があって、例えば連合町内会単位がふさわしいとか、そういう議論があれば、またその単位は変更の可能性はあると思います。行政としては26年度には地区担当制度も導入して、その体制づくりをした上で、この計画の策定に向かっていきたいという予定であります。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） ここでは議論しませんけど、多分、職員、町連合、各町内会、各団体、かなりの負荷かかると思います。非常に難しいと思いますけれども、その辺はここに示した以上はやらなければいけないと思いますけれども本当に大変だと思います。軌道に乗ればいいですけど、いろいろ功罪がありますから。ただ、担当の机上の上でだけやっても難しいと思いますので、ぜひ、もう少し進める必要があると思いますので、ここでちょっと言うておきますけれども答弁はいいません。

それで、最後になります。水道、ここの8ページかな、この全体の中で9で終わって公共下水道事業になっていますけれども、水道料金の見直しもありますよね。前回300円上げた分。その当時300円になった経緯についてはこれである言いませんけれども、そうすると、5年であろうと何年であろうと新たに水道料金の見直しで値上げすることになると思うのです、この文章を見たら。そういう解釈になりませんか。大事なことが10として、公共下水道料金は下水料金を改定しますとなっていますけど、水道は入っていないのです。水道はどのような解釈をしたらいいのでしょうか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 水道料金も実は基本水量を2段階方式にさせていただいて基本料金を300円下げるという行為を条例上行っておりまして、それが27年までの規定になっておりまして、自動的に元に戻るということで、値上げというよりも、以前からそういう協議の中で進めていまして、条例上もそういう形で27年をもって元に戻すというような形の解釈で行いたいなど。19ページにその旨書いております。23年から27年度措置ということで、これが27年度で切れますので、28年度に300円の部分を戻させていただくというような解釈で行うということでございます。

○委員長（小西秀延君） 13番、前田博之委員。

○委員（前田博之君） それは議会もかかわっていますからその趣旨は内容はわかっています。ただ町民からすればその5年間云々ということは十分周知されていない。当時はそういう言い方をされているかも知れませんが、時間を置いて、また見直すということになれば、私の言ったような解釈になるので、そういうことをちゃんと町民のほうにも説明したり、今、言ったことを丁寧にしておかないと、その時期になったときには、私みたいな言葉の使い方になる可能性があるのです。そういうことを含んでちゃんと説明をしたほうがいいし、大きい項目で載せておいてほうがいいのではないですか。いかがですか。

○委員長（小西秀延君） 安達総合行政局財政担当課長。

○総合行政局財政担当課長（安達義孝君） 当然、現課のほうでいろいろな水道審議会等でこの料金改定につきましては提言しまして、町民の皆さんにも周知して行っていくという現課の考えがあるようでございまして、また２段階方式も戻すけれども今後のまた検討も新たに独居老人の方は余り使わないという状況もございますから、その辺はまた再度議論になるかなと思われまます。以上でございます。

○委員長（小西秀延君） １番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） １番、氏家です。２点ほどちょっと考え方をお伺いしておきたいと思います。前回ちょっと私出席できなかったものですから、多分、皆さんお聞きになっている部分なのかなと思いますけれども、まず、町立病院の改善計画についてでございます。この改善計画数字的なものはちょっと別にして、前回特例債を借りたときに、町立病院、当時の事務長はじめ、改善計画というか、病院をどうしていくのかということをやってきたはずで、それと今回のこの改善計画の違いは一体何なのでしょう。まず、その考え方をちょっとお伺いしておきたいと思います。

それからもう１点、バイオマス燃料化事業でございます。バイオマス燃料化事業、僕、最近ずっと考えるのだけれども、当初、大きな改善、改修工事というのは大体どのぐらいなのだ。高温高压のかまの。大体１０年から１５年だという話で最初、当初計画進んでいました。それが、３年ぐらいでもって大きな改修工事が出てくるなんて話になってしまうと、そこで疑問が出てくるのです。本来のちゃんとしたかまの使い方をされていたのかなというのは思うのです。僕たちは、かまの基準は全然わかりません。ただ、２４時間で回して、何ぼの燃料つくるのだという話しか聞いていないでしょう。今回、それでは、ここに出てくる、例えば最も町民負担を少なくするために、少ない方法をとっていくのだ。それで８時間にするのだ。これを８時間にする基準というのは何なのかなと考えるのです。何の基準もない中で、ただ、８時間にしたら、これだけの人数でもって、これだけのものを回せるから、これだけののだ。でも、本来の高温高压のかまの性能というのか、能力というのか私たちにはわからない。本当にその８時間が必要なのか。そこが今回の大幅に事業を縮小しますというのはわかるのだけれども、その辺がちょっとわからないところ。だから、今回の僕の質問が疑問であり、それに対する答弁は個別の今度の８日以降のそういったところでもっともっと深く話をしなければいけない問題だと思うので、とりあえず、何でそういう形でもって今回こういう縮小計画みたいなもの、それから、病院の改善計画が今までとどう違うのか。それが僕は全然読み取れないのです、この改善計画から。それで、町長、民間目線で見ると言ったではないですか。でも、これだったら、今までのやり方と何も変わらないと思うのです、僕は。その考え方の違いをちょっと教えてほしいのです。

○委員長（小西秀延君） 野宮病院事務長。

○病院事務長（野宮淳史君） 当初は２１年３月に確かにうちのほうで町立病院の経営計画を策定してございます。それにつきましては１９年度のときはかなり不良債務がたまってきたということ。あと、特例債を借りる諸条件もございまして、こういう公立改革プランに基づい

たそういう計画をつくりました。そういう中でやはり当時の目標値が入院についても外来についてもかなり現状とは乖離していたということが確かでございます。

それで今回の改善計画につきましては、やはり1年間が病院としてもかなり真剣に考えなければいけないということで院長が主体となって、この収支改善計画、特に25年度と26年度の改善期間というのを設けまして、そういう中で基本方針を立てまして、基本的な事項かもしれませんが、やはり病院として変わっていったということを見せるという、そういうことでやはり患者さんに来ていただく、来院していただいて安心していただく病院という基本的なことなわけですけれども、再度、院長が主体となって計画をつくったということで、これは職員にも周知いたしまして、今年度に関しては25年度と26年度、特に集中改善期間につきましては、本当に真剣に取り組むとそういうことで経営改善に向けたということで計画を策定させていただきました。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 燃料化施設の関係でお答えしたいと思います。まず、高温高圧装置の性能の部分も含めた中でのことなわけですけれども、高温高圧処理機については稼働当初から24時間体制の約1週間、土曜日までの稼働になりますけれども、そういった中で稼働していきますという最初からの計画はありました。実質その中で稼働していく中でやはり年数がたつことによって処理機としての傷み具合、こういったものも実際に出てきたというのは事実であります。

それから、高温高圧処理機だけでなくそこに付随している配管だとかそういった部分に対する、年数がたつことによって実際の整備費がふえてきた。

それから、高温高圧以外の機器類についてもやはり整備費がふえるという段階で、最初、プログラムの中の資料にもついていますが約9,000万円ぐらいかかりますといった部分でそういった金額が出てきているとこういった形になっています。

それで、まず、そういった状況でそれをずっと続けるとそれが必要になりますという部分があるということなので、それをまず解決方法としてそこはお金として出せない部分なので稼働率を落としますということで、24時間から極端に言えば8時間という形の中で動かす時間体を減らすことによって、かかる整備費とかそういった部分をただ延ばすという、分散するという手法だけなのです。

それで、1つとしては16時間で計算してことがあります。それでも、8時間よりさらにお金は実際かかってしまうのです。それで、8時間という形で試算させてもらっていますけれども、なぜ、8時間かという部分につきましては、まず、ごみを処理するという部分を大方の考えにしています。高温高圧のごみの処理が大体平均6時間ぐらいになります。ですから、8時間のうち6時間の中でごみを処理します。それで、高温高圧処理としては2回動かします。1日2回動かした中でごみの処理をしていきます。そういった中で処理できる量での組み立てにしております。ですから、ごみ処理に関してはそういう形でできるのですけれども、ただ、うしろのほうのものをつくるといったときに、8時間稼働になるということになると効率としてはよ

くないのです。連続でどんどんつくっていったほうが生産する部分ではいいのですけれども、どうしても連続できない部分、8時間ですから連続できない部分がありますので、ごみの処理を8時間でやって、その出てきたものを8時間でできる体制の中での、今、組み立てということになって試算しております。8時間の基準についてはそういった形で試算させてもらっています。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） ここで踏み込んだことを聞かないから。ただ、今の課長の説明だったら、24時間体制でもって、24時間回すことでもって、当初予定組んだら、大体そのときの説明なのです、性能的には、だれかから出たのではないですか、議会からも、これは性能的に大丈夫なのかと、どのぐらいのスパンで大きな改善修理が必要になってくるのですかといったときに、10年から15年ぐらいの間だという話が出ているのです。それが使っている段階でもって2年、3年の中で壊れてきたという話になったら、それは使い方がおかしかったのではないという話にならないですか。普通、10年保証の機械を買って、2年、3年でだめだったら、それはクレームではないですか。そうでしょう。だから、僕たちはそういう話しか聞かないから、聞いた話をそのままのみにして、2年、3年で壊れたからこれだけのものがかかる。だから、こういうふうにしてバイオマスがだめになってきているみたいな話になってしまうのだけど、でも、本当にちゃんとした炉の使い方していたのかと。本来の性能というのが僕たちわからないのです、はっきり言って。だって、説明受けたのは24時間でもって10年から15年はずっと聞かされているのだから。本来の性能というのは一体どこにあったのというのが聞きたいというか、ほしいのです。それで、実際問題、今、縮小してごみの量これだけするのに本当に8時間必要なのかということなのです。そこから逆算していったらです。技術屋ならそれぐらいわかるでしょう。そういうふうにして計算したいというのはわかりますよね。そこがうちらわからないのです。今までそういう議論していないから。ただ、これだけかかるから、これだけ縮小して、これだけ経費少なくなりますみたいな話しか聞かないから。それでまた経費がかさんでいったらどうするのという話にまたなってくるでしょう。もうそういう話はやめて技術的な話をしましょう。何で今こういう状態になったのかということで、かまの性能がどうだったのか。実際10年から15年もつとといったものが2年か3年しかもたない中で大きな改善修理が必要になってきたとかそういう話になってくると、おかしい話になってしまうのです、やっぱり。その中でいくら数字を、先ほどの病院の話も同じ、数字をいくらつくったとしても、もともとの根本的なところが何も直らないのでは、だって、改善計画をつくった人たちだって、私、今の院長のことをどうのこうのいうわけではないです、でも、今の院長だって、前の院長と一緒に病院の改善計画に取り組んだ人たちでしょう。きつい言い方しているのかどうかかわからないけど。でも、その中で病院をもう1年延ばそうと町長が決めた、その考え方を聞きたいのです。町長は民間感覚で今の行政を立て直すと言って町長になられた人なのだから、その考え方を聞いて、これからの個別の質問に入っていきたいと思います。ここだけちょっと聞いておきたい。

○委員長（小西秀延君） 竹田生活環境課長。

○生活環境課長（竹田敏雄君） 高温高压の性能の部分になりますけれども、確かに10年あるいは15年この機械はもちますということはお話させていただきました。これはある程度の手を加えなければ10年、15年はもたないということは前提にある、要は整備はしないとだめですという部分があるのです。実際、この機械が動き出してから大きな故障というのは中の軸の部分の摩耗というのですか、羽が入っているのですけれども、それすり減った中での改修をしています。これは平成23年というふうに記憶していますけれども稼働してから3年目で実際にこういうことが起きてきています。ここの部分についてはメーカーのほうとちょっと協議した中で3年でこういう状況になるのですかという部分で実は協議させていただいています。その部分はさらに強度を増して取りかえをしています。これは3機とも取りかえしています。この取りかえをして、現実3年しかもたなかったのです。今度は手を加えることによって3年を5年、まだ5年たっていませんけれども、5年にしたいという中で実際に改善工事をしています。そういった中でやはり確かに10年、15年というふうにもつことはもつのですけれども、それを持たすためには当初考えていた整備費、あるいは整備手法、そういったものはそれだけでいいかという現実それにまだ加えないとだめだという状況になってきているのです。ですから、その性能はどうかという部分はあるかもしれないですけれども、そういったことを実際やっていかないと機械としては長くなっていかないという部分がありますので、そういった中でやはりもたすためにはお金がかかるとこういった状況が発生してきているということです。以上です。

○委員長（小西秀延君） 戸田町長。

○町長（戸田安彦君） 病院の件で平成21年の改善計画の違いの話ですが、大きくは2つあります。事務長が答えたように今回の改善計画は院長みずからが中心になって改善計画をまずつくったということであります。そして、もう1点は1年という期限をつけたのは大きな違いであります。この問題は平成21年から起きたわけではなくて町民説明会でも、懇談会でも町民の方からいろいろご意見とか、ご質問が出たのですが、もう10何年も前から病院の問題が出てきていると。今は守る会も含めて病院を残す人と、病院を廃止すると、全く正反対の意見が出ている中で、それでは、どういうふうな判断をするかというところに、この1年という期限をつけて、この中に町立病院を利用する人でその利用頻度や利用者のニーズを合わせて今後の病院のあり方も一緒に考えていくということです。

○委員長（小西秀延君） 1番、氏家裕治委員。

○委員（氏家裕治君） これで最後にします。町長、町長の考え方だから、僕は町長の考え方でそれは理解するのだけれども。町民の方、例えば各論的にいくと、病院を残すことと、それから、病院をなくすること、それから、バイオマスをなくすることと、なくさないこと、これで自分たちの生活にどういう影響がくるのかということをもだまだわかっていないのです。わかっていないから、ただただ聞いているのです。議会懇談会やろうが、町民説明会を開こうが。ただ、僕、わかっていないから、まだまだこういう話が進まないのかなと思う。だから、

町長の考え方、それから、町民がこの病院についてどういう考え方を持っているのかとか、バイオマスについてどういう考え方を持っているかということが、自分たちの生活にこういうふうな影響がくるとか、この間の議会懇談会でもありました。スズメバチの駆除なんかは自分たちの負担がかかってくるのではないかと。そういった一つ一つの問題が出てきたときに、本当にこれは必要なものなのか、これはどうなのだということをやっぱり思い知らされるときが町民はくると思うのです。だから、そこをちゃんと理解して考え方というのを進めてもらいたいなど僕は思っているのです。今、町長の考え方は聞きました。だから、これから始まる個別な議論の中でしっかり議会の中でも自由討論の中でさせてもらいたいと思うし、まだまだちょっと突っ込んで聞きたいこともありますので、その場で聞かせていただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） ご意見でよろしいでしょうか。

ここで一旦確認をさせていただきます。

第3章につきまして、質疑をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、第3章は次回にまだ残しておきたいと思います。

財政健全化プラン（案）に対する質疑は、本日はこの程度にとどめたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

それでは、次回引き続いて白老町財政健全化プラン（案）に対する質疑を行います。

次に、回りの特別委員会の開催についてであります。今回は、11月7日午後1時30分から開催したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

今回は11月7日午後1時30分といたします。

次に、次回以降の調査日程であります。小委員会の協議の結果、11月7日木曜日は、各章ごと全章の質疑を終了し、11月8日金曜日、11月11日月曜日、11月14日木曜日は重点事項9項目を1項目ごと質疑を行います。なお、14日の午後に町立病院院長の出席を求め、質疑を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

次に、11月14日以降の特別委員会の進め方について、小委員会を開催して決定したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ご異議なしと認めます。

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 本日の特別委員会の調査はこの程度にとどめたいと思います。
これをもって、本日の特別委員会は閉会いたします。

（午後 0時07分）